

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川遊園スポーツハウスプール可動屋根補修工事	No.5100083
工（納）期	令和9年3月31日	
契約締結日	令和8年7月16日	
契約金額	27,500,000円（消費税込み）	

契約相手方	東・工藤建設共同企業体
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	荒川遊園スポーツハウスプール可動屋根補修工事
指名業者 (案)	名 称 東・工藤建設共同企業体 代表者 株式会社東工務店 代表取締役 小根澤 美和 所在地 東京都荒川区東尾久三丁目9番15号
特命理由	本件は、荒川遊園スポーツハウス増築及び大規模改修工事（以下、「建築工事」という。）を進めていく中で、プール可動屋根の鉄骨を覆っているパネルを取り外したところ、既存の鉄骨等が多数腐食していることが判明したため、補修工事を実施するものである。 契約締結請求にあたり、工事主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課において検討したところ、 本工事を行うにあたり、建築工事の可動屋根塗装改修及び各関連工事受注者と適切に連携し工事を行って行く必要がある。工程を把握し、円滑に作業が行えるのは、上記相手方のみである。 以上のことから、上記業者の指定を妥当と判断し、当該業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）